

予算項目	ポンプ場費 委託料
委託番号	委託 第 17 号

# 設 計 書

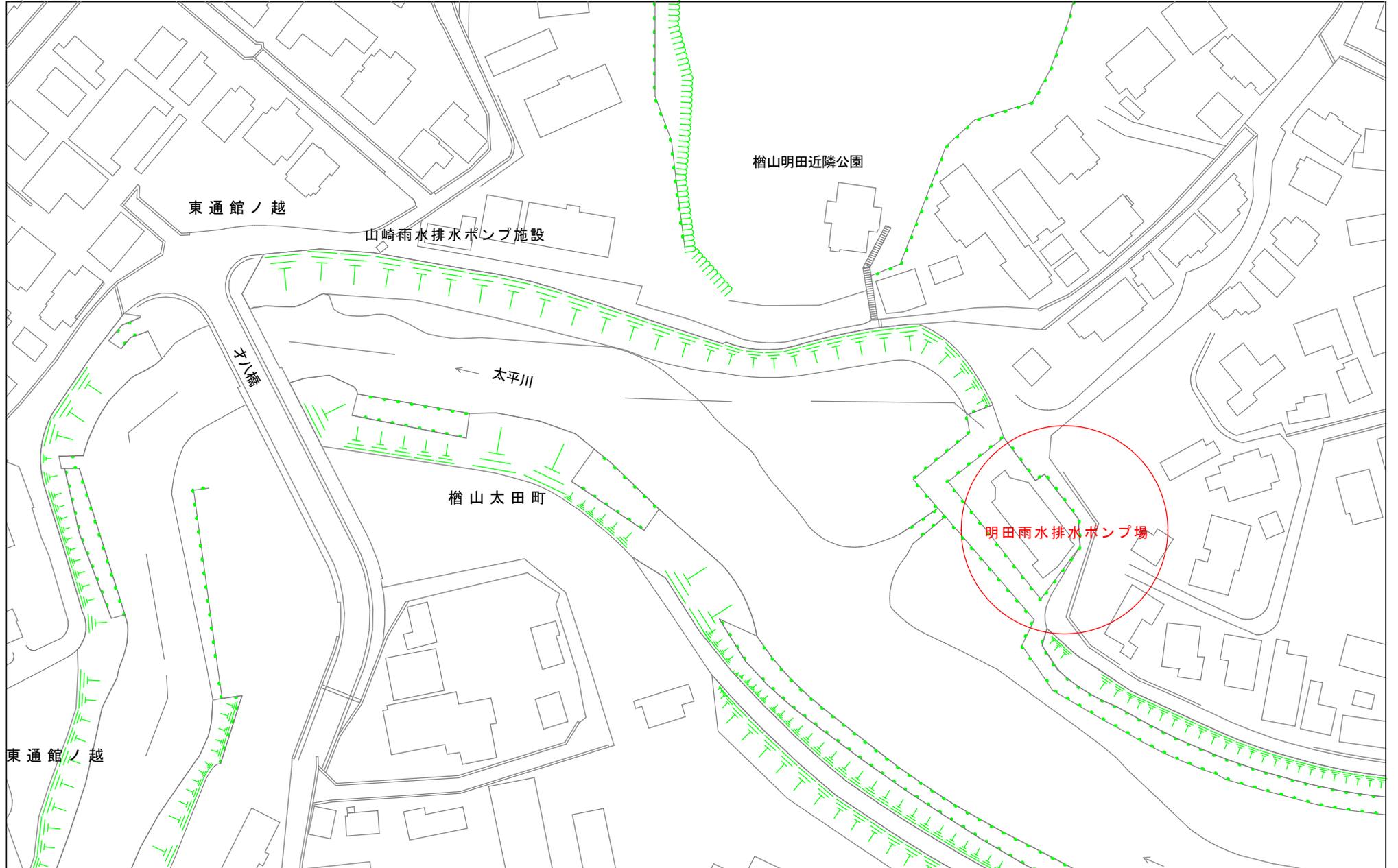
課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	監督員

年 度	令和8年度	作 成 年 月 日	令和7年12月24日	履行期間	令和8年4月 1日 から 令和9年3月31日 まで
委 託 名	明田雨水排水ポンプ場保守点検業務委託				
委託場所	東通明田地内			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設 計 額 (円)		明田雨水排水ポンプ場保守点検業務 一式	
	業 務 価 格		ポンプ能力	
	消 費 税 等 相 当 額		口径 800mm 揚水能力 76m <sup>3</sup> /min	
	業 務 委 託 費 計		電動機出力 90kw	
			台数 3台	
			副務者 (職名) 氏名	
			監督員 (職名) 氏名	

# 箇所図

東通明田地内



明田雨水排水ポンプ場保守点検業務委託

秋田市上下水道局下水道施設課

業 務 委 託 費 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費								
	明田雨水排水 ポンプ場							
		直接業務費						
			保守点検業務費	式	1			第1号明細書
		直接業務費計						
		直接経費						
		技術経費		式	1			
		間接業務費		式	1			
	業務原価							
		諸経費		式	1			
	業務価格 消費税等 相当額			式	1			
業務委託費計								

第 1 号 明 細 書

保守点検業務費

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業務統括責任者			人			
副統括			人			
主任			人			
技術員			人			
技術員			人			
計						

# 明田雨水排水ポンプ場保守点検業務委託仕様書

## 第1章 総則

### 1 目的

本仕様書は、秋田市上下水道局（以下「委託者」という。）が設置した明田雨水排水ポンプ場（以下「ポンプ場」という。）における保守点検業務（以下「業務」という。）の適正な実施について、契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

### 2 業務場所

東通明田地内

### 3 施設概要

#### (1) 機械設備

##### ア 雨水排水ポンプ（コラム式水中ポンプ）

台数 3台  
口径 800mm  
揚水能力 76.0m<sup>3</sup>/min  
全揚程 4.3m  
電動機出力 90kW

##### イ ポンプ井排水ポンプ（着脱式水中汚水ポンプ）

台数 1台  
口径 150mm  
揚水能力 2.0m<sup>3</sup>/min  
全揚程 7.0m  
電動機出力 5.5kW

##### ウ 流入ゲート（電動角形外ねじ式铸铁製制水扉）

基数 1基  
扉体寸法 1,800mm×1,800mm  
開閉器電動機出力 3.7kW

##### エ 切替ゲート（電動角形外ねじ式铸铁製制水扉）

基数 1基

扉体寸法 1,800mm×1,800mm

開閉器電動機出力 3.7kW

オ スクリーン (バースクリーン)

基数 2基

寸法 水路幅 3,400mm×水路深さ 3,500mm

## (2) 電気設備

ア 動力制御盤 (屋外自立型5面、自動通報装置組込)

3φ3W 420V (発電機電源)

3φ3W 200V (商用電源)

1φ2W 100V (商用電源)

イ 自家用発電装置 (雨水排水ポンプ運転用電源)

(ア) No. 1、2ポンプ用 3φ3W 420V 300kVA ディーゼル発電機

(イ) No. 3ポンプ用 3φ3W 420V 250kVA ディーゼル発電機

(ウ) 燃料庫 軽油990リットル 屋外キュービクル形

ウ 監視カメラ設備 (ポール付、屋外装柱型制御盤、遠隔監視制御装置組込)

監視カメラ (Webカメラ)

PLC

通信機器

## 4 業務統括責任者の配置および有資格者の確保

受託者は業務統括責任者を選任し、委託者へ報告すること。

また、次の資格を有するものを確保し、委託者へ報告すること。

(1) 下水道法 (昭和33年法律第79号) 第22条第2項に規定する資格

(2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

## 5 緊急時の体制

設備故障等による機能喪失又は豪雨、台風等の災害発生時その他対応に緊急を要する場合に備え、緊急連絡、配置体制を整備し、業務履行期間開始前までに委託者へ報告すること。

## 6 提出書類

提出する書類は、次のとおりとする。

(1) 契約締結後、業務履行期間開始前に提出するもの

- ア 業務実施計画書
  - イ 業務統括責任者選任報告書
  - ウ 資格取得者配置報告書
- (2) 毎月提出するもの  
保守点検業務報告書
- (3) 契約書に定める支払い区分（半期）ごとに提出するもの  
業務(完了・一部完了) 報告書
- (4) その他必要と認める書類
- (5) 提出書類に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出すること。

## 7 費用負担

本仕様書に特に明示していない事項であっても、業務遂行上、当然必要なものは、受託者の責任において負担すること。

## 8 関係法令の遵守

受託者は、業務の履行に当たり、業務に関連する法令、条例、規則等を遵守すること。

また、適用を受ける諸法令等に改定等があった場合は最新のものを用い、遵守すること。

## 9 疑義等

本仕様書等に特に定めのない事項および本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、委託者と受託者との協議により決定する。

## 第2章 業務の内容

### 1 業務内容

- (1) ポンプ場設備の保守点検業務
- (2) 太平川増水時の河川水位監視およびポンプ運転操作監視業務
- (3) ポンプ場内の状態（フェンス、草木等）確認業務
- (4) ポンプ場内の草刈り業務（年2回実施）

### 2 保守点検業務

- (1) 4月および10月から3月の点検回数は、1か月に1回とする。
- (2) 5月から9月の点検回数は、1か月に3回（初旬、中旬および下旬）とする。
- (3) 保守点検項目は別表のとおりとするが、その詳細は委託者と協議すること。

### 3 運転操作および監視業務

- (1) 受託者は、自動通報装置からの河川高水位警報を受電したときは委託者へ直ちに連絡するとともに、ポンプ場へ出動し、河川水位監視およびポンプの運転操作および監視を行うこと。
- (2) 大雨予報等により委託者から指示があったときは、ポンプ場へ出動し、ポンプの運転操作および監視を行うこと。
- (3) 自家用発電機への給油、携行缶への給油および燃料庫への給油手配をすることとし、燃料庫への給油時は立会いを行うこと。  
なお、燃料購入に係る費用は委託者負担とする。
- (4) ポンプの運転に異常が発生したとき又はポンプ場周辺が冠水する予兆を察知したときは、直ちに委託者に連絡し、指示に従うこと。
- (5) 前各項の運転操作および監視業務に係る費用は別途支払うものとする。

### 4 異常時の措置

不時の停電、機器等の異常時には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その原因、経過および被害の内容並びに措置状況を委託者に報告すること。

なお、復旧方法等については委託者と協議の上、対応すること。

## 5 設備等の補修

電気、機械等の設備補修は、原則として委託者の指示を受けてから行うこと。  
ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

別表

明田雨水排水ポンプ場保守点検項目表

点検機器名	点検項目
No. 1～3 雨水排水ポンプ	各部異常音・振動・電流値・漏れ等
ポンプ井排水ポンプ	異常音・振動・電流値・運転状況等
切替ゲート	ゲートの開閉状況・ゲート（開閉器含む）の外観状況・開閉動作時間・運転電流等
流入ゲート	ゲートの開閉状況・ゲート（開閉器含む）の外観状況・開閉動作時間・運転電流等
フリクトレベルスイッチ	作動確認等
雨水ポンプ盤	遮断装置の作動確認、盤内機器の状態、外観状況等
自家用発電機 燃料庫	各部異常音・振動・回転数・電圧・電流・油温・油圧・漏れ、外観状況等
監視カメラ	外観状況等
各種配管、バルブ類	腐食・漏れ等